

2020年度 研究助成募集要項

研究テーマ：日独の若者文化・ライフスタイルの研究

一般財団法人山岡記念財団は、日本とドイツの学術・文化の交流を目的として2016年11月に設立された財団で、持続可能な社会の実現に貢献することをめざしています。

財団事業の一環として、日独の若者文化・ライフスタイルの研究の進展と、次世代を担う日独の研究者の育成をめざし、2018年度より研究助成を開始しています。国籍・所属にかかわらず、日独両国に在住する多数の研究者のご応募をお待ちしています。

1. 助成の目的

近年急速に進むグローバル化・情報化により、日独の若者文化とライフスタイルはどのように変化しているのか、また両国の文化交流に関して、今後いかなる展開が期待されるのか。こうした問題を究明するため、日独の研究者による若者文化・ライフスタイルの研究調査を助成し、両国の文化交流の核となる研究者の育成を図りながら、シンポジウム・ワークショップや出版物を通じて研究成果を広く公開し、新しい学問分野の開拓をめざします。

2. 研究テーマ

「日独の若者文化・ライフスタイルの研究」

- ①映画・音楽・漫画・アートなどに関わる文化・消費活動の動向
- ②ファッション・食生活・居住形態などに関わる生活実態の動向
- ③教育・労働・恋愛・結婚などに関わるライフスタイルの変容
- ④移民・マイノリティ・ジェンダー・環境などに関わる社会意識・運動の変容

3. 助成対象

- (1) 個人研究、グループ研究のいずれも可とします。
- (2) 申請代表者・メンバーの国籍・所属は問いませんが、日本またはドイツに在住する研究者で、2020年1月10日現在、40歳未満の研究者に限ります。
- (3) テーマに沿った人文社会科学的な研究を助成対象とします。
- (4) すでに完了している研究については助成対象としません。
また、以下に示す目的のものは対象外とします。
・NPO法人等の活動資金や通常業務の人件費に充当するもの。

・物品や資料の購入だけを目的とするもの。

- (5) 研究成果については自己責任を原則とし、当財団は内容に責任を負いません。不正があれば公表します。

4. 助成金額及び助成対象期間

(1) 助成金額

1 件につき 30 万円

採択件数：4 件（予定）

(2) 助成期間

2020 年 4 月 1 日～2021 年 1 月 31 日の 10 ヶ月とします。

5. 助成金の使途費目

- (1) 助成金の使途は、研究活動のための物品費、旅費、謝金等、研究調査に直接必要な費用を原則とします。
- (2) 申請代表者や共同研究者が所属する組織の間接経費、一般管理費等は助成の対象としません。

6. 提出書類

当財団のホームページ (<https://yamaoka-memorial.or.jp/event/index.html>) の「日独若者文化・ライフスタイルの研究助成」申請書をダウンロードし、必要事項を入力するとともに、ファイル名を「申請書__氏名」としてごください。使用する言語は、日本語・ドイツ語・英語のいずれかに限ります。

7. 提出方法

- (1) e-mail での応募に限ります。紙媒体での郵送は受け付けません。「申請書__氏名」ファイルを電子メールに添付し、送信してください。
- (2) 提出先：一般財団法人 山岡記念財団 yamaoka-memorial@yanmar.com
メール件名は「山岡記念財団研究助成申請」としてごください。

8. 申請締切

2020 年 1 月 10 日（金）まで

*1 月 10 日、事務局必着。それ以降は受け付けられません。

9. 選考方法

選考は、選考委員会において所定の申請書類にて行います。それ以外の参考資料をお送りいただいても、審査の対象にはなりません。

10. 助成の決定

助成の決定は2020年2月の予定です。当財団ホームページにて発表します。

また、採択者には別途連絡いたしますが、申請代表者は2020年2月19日（水）午後に京都大学にて開催する2019年度研究助成発表会にて執り行う2020年度研究助成通知書の授与式に出席いただきます。なお、交通費・宿泊費は、助成金とは別に財団が支給します。

11. 助成金の交付

助成金は2020年4月に全額交付します。

*助成金は、指定銀行口座に当該国の通貨で振り込みます。

12. 報告書の提出・発表

- (1) 期間終了後（2021年2月）研究成果報告書と収支報告書を提出していただきます。
なお、報告書の書式については、研究助成の採択後、通達いたします。
- (2) 申請代表者は、2021年3月（予定）に日本（京都市予定）で開催するシンポジウムに参加し、研究成果を発表していただきます。交通費・宿泊費は、助成金とは別に、財団が支給します。また、2021年1月10日までにシンポジウム用アブストラクトをご提出ください。
- (4) 研究成果は、シンポジウムでの発表後、当財団HP等で公開する予定です。また、当財団が発行する出版物等に掲載することがあります。

13. 注意事項

- (1) 報告書は返却いたしません。
- (2) 報告書については、全ての国における著作権（日本国著作権法第27条及び第28条の権利並びに各国の法律規則における同様の権利を含みます）について一般財団法人山岡記念財団に譲渡され当財団に専属的に帰属することに同意したものとします。
報告書の内容を他の媒体に発表する場合は、必ず、当財団の承認を得たうえ、当財団が指示する引用表示を併記ください。また、当財団のHP等での公開される以前に他の媒体で発表することは差し控えていただきます。やむを得ない場合には、必ず、事前に当財団まで連絡のうえ、財団事務局の指示に従ってください。
- (3) シンポジウム参加にあたり、肖像権は主催者に帰属します。
- (4) 申請にあたりご記入いただいた個人情報は、審査結果通知に付随する事項を行うためののみ利用し、当財団のプライバシーポリシー（個人情報保護方針 https://yamaoka-memorial.or.jp/privacy_policy.html）に従って適切に取り扱います。

(5) 研究者の所属・氏名は、公表します。

1 4. 問い合わせ及び応募先

一般財団法人 山岡記念財団

Tel 06-7636-0219 Fax 06-7636-0212

E-mail yamaoka-memorial@yanmar.com